

京都市訓令甲第18号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市行政資料管理規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

第4条第1項中「総務局総務部行政改革課長」を「総務局総務部文書課長」に、「行政改革課長」を「文書課長」に改め、同条第2項中「行政改革課長」を「文書課長」に改める。

第5条第1項中「行政改革課長」を「文書課長」に改める。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 文書課長

第6条第2項中「総務局総務部行政改革課」を「総務局総務部文書課」に改める。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部行政改革課)